

法令および定款に基づくインターネット開示事項

第69期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

- ・ 事業報告

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 1～5頁

会社の支配に関する基本方針 5頁

- ・ 計算書類

株主資本等変動計算書 6頁

重要な会社方針及びその他の注記 7～15頁

株式会社富士ピー・エス

上記事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fujips.co.jp/ir/stock/meeting.html>) に掲載することにより、株主のみなさまにご提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。（最終改訂 2019年3月29日）

【社訓・経営基本方針】

（社訓）

1. 我々は福祉国家建設の一翼を担って社会に奉仕しよう
1. 我々は技術を究め創意をこらし自己の責任を完遂しよう
1. 我々は和信協同し企業の繁栄と共に幸福を創り出そう

（経営基本方針）

「技術の研鑽と創意に努め、安全と安心の企業ブランドのもと、社会資本整備を通して国家建設に貢献するとともに、利益追求と社会的責任の調和を実現する。」

当社は、創業時の経営理念を社訓とし、上記の経営基本方針のもと、内部統制委員会の活動を通じて、適正な業務執行のための体制を整備し、以下の内部統制システムの構築を進めております。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンスを経営の基本方針とする社内規程（コンプライアンス規程）を制定し、グループ全役職員へ周知徹底させる。
- ロ. 会長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス意識の普及・啓発など、継続的にコンプライアンスを推進する体制を整備し、維持・改善する。（コンプライアンス委員会規程）
- ハ. グループ全役職員に対し、コンプライアンスマニュアルの配布や継続的な研修を行い、コンプライアンスの意識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
- ニ. 経営企画室長をコンプライアンス担当役員と定め、独立した機関による内部監査の実施や社員による相互監視を強化し、全役職員での監視体制を確立する。
- ホ. グループ全役職員が利用できるコンプライアンスに関する問い合わせ、相談、通報の窓口として、社内及び社外に「コンプライアンス相談窓口」を設置し、予防、早期発見、早期解決できる体制を充実させる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役会等の重要な会議における意思決定に関する情報や各取締役が職務権限規程に基づいてなした決裁に関する情報など、取締役の職務の執行に係る情報を文書（電磁的記録を含む。）に適正に記録し、法令、定款及び社内規程（文書取扱規程）等に基づき、適切に保存、管理する。
- ロ. 文書取扱規程に基づき、各文書の主管部署に文書取扱責任者を定め、規定された保存年限の間保管するとともに、常時、閲覧可能な状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社及び子会社がそれぞれ定める社内規程（リスク管理規程）に基づき、様々な経営危機に対するリスク管理体制の確立を進める。
- ロ. リスク管理に関しては、事前に、事業に関するあらゆる潜在的なリスクを洗い出し、予防策を講じるとともに、万一リスクが発生した場合にも損失を最小限にとどめるための措置をとる。
また、リスクが発生した場合は、経営トップへ迅速・確実に情報を伝達し、会社を挙げて処置にあたり、リスク処理完了後においては再発防止策を策定するなど、組織的なリスク管理を行う。
- ハ. 大規模災害発生時の事業活動の継続を図るため、災害時の事業継続計画を策定し、役職員に周知する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会の下に社長が議長を務める経営会議を設置し、この経営会議において、取締役会の議事を充実させるための事前協議を行い、また、取締役会から委譲された権限の範囲内で業務の執行及び施策の具体的実施などについて審議し、意思決定を行う体制を採っている。
- ロ. 執行役員制度を導入し、「経営上の意思決定・監督機能」と「職務執行機能」を分離することで、経営効率の向上とコーポレート・ガバナンスの強化を図る。
- ハ. 取締役会が定めた経営方針に基づき当社の各部門及び子会社は年度毎の業務遂行計画を策定し、PDCA（計画、実行、検証、改善）サイクルによる目標管理を実践することで当社グループ全体の経営目標達成を図る体制を維持する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 社内規程（関係会社管理規程）に基づき、子会社等の重要事項に対する当社の事前承認、及び子会社等から当社に対する月次決算や業務に関する定期的な報告などにより、適切なグループの経営管理を実施しており、これを継続していく。
 - ロ. 当社の監査役による監査や、内部監査部門である考査室の監査、また当社子会社監査役との定期的な協議を行うなど、子会社の業務の適正を確保する体制を整備する。
 - ハ. 反社会的勢力に対しては取引を含めた一切の関係を遮断する。また、不当要求に対しては全社組織を挙げて対応し、警察や弁護士を始めとする外部専門機関と密接に連携する。
- 二. 「財務報告に係る内部統制に関する基本的計画及び方針」を制定し、これに基づき業務を運用し、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役より要求があった場合には、専門性を有する補助職員を配置する。

⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

前項により補助職員を置く場合は、当該補助職員の任命、異動等、人事権に係る事項の決定については、監査役の事前の同意を得ることとする。また、当該補助職員は監査役から業務遂行に必要な命令を受けた場合、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 取締役は、取締役会や経営会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
 - ロ. 監査役が取締役及び社員に対してその担当業務に関して報告や調査を求めた場合、取締役及び社員は迅速かつ的確に対応する。
 - ハ. 社内の重要書類やリスク情報、内部監査の監査結果報告などについては、随時、監査役に報告を行う。
- 二. 子会社における重大な法令違反や著しい損害を及ぼすおそれのある重大な事象については、当社経営企画室への報告を義務付け、報告された内容は、経営企画室が監査役に報告する。また、当社の監査役は定期的な子会社監査を通じて、子会社の取締役、監査役及び使用人から直接報告を受け、情報収集を行う。

⑨ **前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、社内規程（コンプライアンス規程）に基づき、当該報告をしたことを理由として、当該報告者に対し不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑩ **監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査にかかる諸費用は、監査役会からの年度予算申請に基づき予算措置を行い、緊急又は臨時に支出した諸費用については、当該監査役の職務に合理的に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理を行う。

⑪ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- イ. 監査の実施にあたっては、監査役は内部監査部門と調整を行い、必要に応じて、内部監査部門と連携し協同して監査を行う。
- ロ. 法務、コンプライアンス、リスク管理の担当部署は、監査役が業務を行うにあたり、これを補助し、協力する。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① **コンプライアンスの推進**

当社は、経営理念及び経営基本方針に定めた企業活動を実践するため、グループ全役職員が遵守すべき行動指針を定めたコンプライアンス・マニュアルを策定し、年1回周知徹底を図るとともに、行動指針に関わるコンプライアンス研修を実施しております。

また、当社ではグループ全役職員が利用できるコンプライアンス相談窓口を社内及び社外に設置し、利用促進の呼びかけメールを配信するなど、問題の早期発見に取り組んでおります。

② **リスク管理**

当社及び子会社が定めるリスク管理規程に基づき、会社が抱えるさまざまなリスクに対して予防策を講じ発生を未然に防ぐとともに、万一発生した場合は、その損害を最小限に止めるための組織的なリスク管理を行っております。

また、事業継続に重大な影響を及ぼす大規模災害等不測の事態に備え、事業継続計画を策定し、大規模災害を想定した避難訓練、安否確認訓練を実施しております。

③ 取締役の職務執行の適正及び効率性の確保

当社は、経営上の意思決定・監督機能と職務執行機能を明確化するため執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化・効率化を図っております。

また、取締役会が定めた経営方針に基づき、各部門及び子会社は年度毎の業務遂行計画を策定し、業務執行取締役、執行役員並びに子会社の代表取締役による審査会を四半期毎に開催しております。この審査会において、業務遂行計画の進捗状況を確認・検証のうえ、必要な対策を講じております。

④ 当社グループにおける業務の適正の確保

当社は、子会社への取締役及び監査役の派遣、内部監査部門である考査室による子会社の業務監査を通じ、当社グループにおける業務の適正を確保しております。

また、当社の経営会議は、子会社から月次決算や業務に関する定期的な報告を受け、適切にグループの経営管理を実施しております。

⑤ 監査役の監査の実効性の確保

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席しております。

また、代表取締役との意見交換及び社外取締役との連携を行うとともに、会計監査人、内部監査部門である考査室と定期的に情報交換を実施し、監査の実効性の確保を行っております。

会社の支配に関する基本方針

当社としては重要な事項と認識しておりますが、現状の株式分布状況を鑑み、買収防衛策の導入はいたしておりません。

株主資本等変動計算書

（ 2020年 4月 1日から
2021年 3月 31日まで ）

（単位：百万円）

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	自己株式	株主資本計 合
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	2,379	1,711	37	1,748	4,375	△370	8,132
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△160		△160
当 期 純 利 益					1,327		1,327
自 己 株 式 の 取 得						△0	△0
自 己 株 式 の 処 分						6	6
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	1,167	6	1,173
当 期 末 残 高	2,379	1,711	37	1,748	5,542	△364	9,305

	評価・換算差額等		純 資 産 計
	そ の 他 有価証券 評価差額	他 券 証 書 評価・換算 差 額 等 計	
当 期 首 残 高	5	5	8,138
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△160
当 期 純 利 益			1,327
自 己 株 式 の 取 得			△0
自 己 株 式 の 処 分			6
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3	3	3
当 期 変 動 額 合 計	3	3	1,176
当 期 末 残 高	8	8	9,314

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

【重要な会計方針】

<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>子会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの……移動平均法による原価法</p>
<p>2 たな卸資産の評価基準及び評価方法</p>	<p>製品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） 未成工事支出金…個別法による原価法 材料貯蔵品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）</p>
<p>3 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>有形固定資産（リース資産を除く）…主として定率法 主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物、構築物 7～50年 機械及び装置、車両運搬具、工具器具・備品 2～12年 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法 リース資産…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法</p>
<p>4 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。 (2) 完成工事補償引当金 完成工事等に係る瑕疵担保等責任に備えるため、過去の実績に基づく将来の補償見込額を計上しております。 (3) 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち、将来の損失発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能な工事について、損失見込相当額を個別に見積もり、同額を引当計上しております。 (4) 株式給付引当金 株式交付規程に基づく、当社取締役（社外取締役を除く）及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。</p>

4 引当金の計上基準	<p>(5) 退職給付引当金 従業員からの退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>なお、年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過している場合には、前払年金費用として計上しております。</p>
5 売上高の計上基準	<p>(1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）</p> <p>(2) その他の工事 工事完成基準</p>
6 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。</p>
7 のれんの償却に関する事項	<p>のれんの償却については、10年間の定額法により償却しております。</p>

【会計上の見積りに関する注記】

（工事進行基準を適用している売上高における工事原価総額の見積り）

当社は、土木事業及び建築事業において、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を適用しております。工事の進捗率の見積りは、当事業年度末までに発生した工事原価を工事完了までに発生が見込まれる工事原価総額の見積りと比較することにより測定しております。工事完了までに発生が見込まれる工事原価総額については、工事の進捗等に伴い変更が生じる可能性があることから、その見積りを継続的に見直しております。工事原価総額の見積りには不確実性があるため、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当事業年度における売上高のうち、工事進行基準を適用している売上高は25,392百万円であります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	1,119百万円
土地	3,339百万円
計	4,458百万円

担保に係る債務

短期借入金	3,265百万円
長期借入金	1,400百万円
計	4,665百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 10,970百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	0百万円
短期金銭債務	4百万円

4. 未成工事支出金及び工事損失引当金の表示

損失が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

工事損失引当金に対応する未成工事支出金の額	26百万円
-----------------------	-------

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上原価	184百万円
販売費及び一般管理費	55百万円
営業取引以外の取引高	6百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 18,602千株

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 869千株

(注) 当事業年度末の自己株式数には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として三井住友信託銀行株式会社(信託口) (再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行(信託口)) が保有する株式116千株を含めておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月13日 取締役会	普通株式	160	9.00	2020年3月31日	2020年6月1日

(注) 2020年5月13日取締役会の決議による配当金の総額には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として三井住友信託銀行株式会社(信託口) (再信託受託者: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(現 株式会社日本カストディ銀行)(信託口)) が保有する当社株式に対する配当金1百万円を含めております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの (予定)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月12日 取締役会	普通株式	214	利益剰余金	12.00	2021年3月31日	2021年5月31日

(注) 2021年5月12日取締役会の決議による配当金の総額には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として三井住友信託銀行株式会社(信託口) (再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行(信託口)) が保有する当社株式に対する配当金1百万円を含めております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。

受取手形、完成工事未収入金、売掛金に係る顧客の信用リスクは、営業管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形、電子記録債務及び工事未払金は、1年以内の支払期日であります。また、借入金の使途は、主に運転資金であります。

なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当事業年度末日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
資 産			
(1) 現金預金	1,477	1,477	—
(2) 受取手形	978	978	—
(3) 完成工事未収入金	10,169	10,169	—
(4) 売掛金	2,992	2,992	—
(5) 投資有価証券	50	50	—
負 債			
(1) 支払手形	209	209	—
(2) 電子記録債務	2,007	2,007	—
(3) 工事未払金	3,113	3,113	—
(4) 短期借入金	2,600	2,600	—
(5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	2,065	2,051	13
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金預金、(2) 受取手形、(3) 完成工事未収入金、(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負債

- (1) 支払手形、(2) 電子記録債務、(3) 工事未払金、(4) 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によってお
ります。
- (5) 長期借入金(1年内返済予定を含む)
長期借入金(1年内返済予定を含む)の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場
合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

- (注) 2.非上場株式(貸借対照表計上額104百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見
積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券」には含
めておりません。また、関係会社株式(貸借対照表計上額10百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャ
ッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には
含めておりません。

【賃貸等不動産に関する注記】

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、福岡県その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等(土地を含む。)を有しております。
当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は128百万円であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額	時価
1,308百万円	2,458百万円

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等
を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金(133百万円)、減価償却費(122百万円)、未払費
用(106百万円)、長期未払金(40百万円)、減損損失(43百万円)であります。

なお、繰延税金資産から控除された金額(評価性引当額)は368百万円であります。

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (注) 6 (注) 7	科目	期末 残高
子会社	株式会社 シーピーケイ	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼任 原材料の仕入	貸付 (注) 1	200	—	—
				貸付金の回収 (注) 1	268	—	—
				利息の受取 (注) 1	5	—	—
				出向者負担金 受入 (注) 2	35	—	—
				出向者負担金 支払 (注) 3	1	—	—
				原材料仕入等 (注) 4	166	—	—
				固定資産の購入 (注) 5	173	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 株式会社シーピーケイに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、長期貸付金の返済条件は期間10年、1年据え置き以降半年毎の均一返済としております。また、当社は㈱シーピーケイから担保は受け入れておりませんが、当社から株式会社シーピーケイへの資金貸付のための金融機関からの借入に対して、株式会社シーピーケイの土地、建物(319百万円)を金融機関へ担保提供しております。
2. 株式会社シーピーケイへの出向者の派遣に伴う負担金については、当社の規程に基づき、双方協議のうえ決定しております。
3. 株式会社シーピーケイからの出向者の受入に伴う負担金については、株式会社シーピーケイの規程に基づき、双方協議のうえ決定しております。
4. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、一般の取引先と同様の条件としております。
5. 株式会社シーピーケイより設備を適正な帳簿価額にて購入しております。
6. 当社は、2021年1月1日付で、株式会社シーピーケイを吸収合併いたしました。そのため、取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。
7. 取引金額には消費税等を含めておりません。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	525円28銭
1株当たり当期純利益	74円89銭

- (注) 株主資本において自己株式として計上されている「役員向け株式交付信託」に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
- なお、当事業年度において、「役員向け株式交付信託」の期末株式数は116千株、期中平均株式数は120千株であります。

【企業結合に関する注記】

(完全子会社の吸収合併)

当社は、2021年1月1日を効力発生日として、当社の完全子会社でありました株式会社シーピーケイを吸収合併いたしました。

(1) 企業結合の概要

①結合当事企業の名称及びその事業の内容

(吸収合併存続会社)

名称 株式会社富士ピー・エス

事業の内容 プレストレスト・コンクリート技術を用いた土木・建築事業の請負、企画、設計、施工管理並びにPC製品の設計、製造、販売

(吸収合併消滅会社)

名称 株式会社シーピーケイ

事業の内容 プレストレスト・コンクリートマクラギ製品の製造、販売

②企業結合日

2021年1月1日

③企業結合の法的形式

当社を存続企業とし、株式会社シーピーケイを消滅会社とする吸収合併方式であり、株式会社シーピーケイは本合併終了後に解散いたしました。

④企業結合に係る割当ての内容

当社は、株式会社シーピーケイの全株式を保有しておりましたので、本合併による新株式の発行、資本金の増加及び合併交付金、その他一切の対価の交付はありません。

⑤企業結合後の名称

株式会社富士ピー・エス

⑥取引の目的を含む取引の概要

株式会社シーピーケイは、当社グループにおいてプレストレスト・コンクリートマクラギ製品の製造及び販売事業を行ってまいりましたが、この度、当社グループにおける経営資源の集中と組織運営の強化及び効率化を図るため、同社を吸収合併することいたしました。

(2) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【その他の注記】

(取締役に対する株式報酬制度)

当社は、当社取締役(社外取締役を除く)の報酬と当社の株式価値の連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役に対する株式報酬制度を導入しております。

なお、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても、当社取締役に対するものと同様の株式報酬制度を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付されるという株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

また、上記の事業年度末の負担見込額については、株式給付引当金として計上しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末77百万円、116千株であります。